

(障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される皆さまへ)

サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成をお願いいたします。

平成27年4月より障害福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画、障害児通所支援を利用する方については障害児支援利用計画の作成が必要となりました。

1. サービス等利用計画（障害児支援利用計画）とは

サービス等利用計画は、障害福祉サービスなどを利用する方に対して、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、必要なサービスの組み合わせなどを検討し、作成するものです。計画は、市が指定した相談支援事業者がサービス提供事業所と調整しながら作成します。ご本人、ご家族による作成も可能です（セルフプラン）。また、定期的にサービス利用状況を検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

○ 対象者

障害福祉サービスを利用する方（居宅介護・短期入所など紫色の受給者証）

障害児通所支援を利用する方（児童発達支援・放課後等デイサービスなどオレンジ色の受給者証）

○ 作成費用

無料

○ 作成者

相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）

○ 利用方法

継続の方：2～3ページをご覧ください。新規の方：3～4ページをご覧ください。

セルフプランご希望の方：下部をご覧ください。

※更新期間内に相談支援事業者によるサービス等利用計画等、又はセルフプランサービス等利用計画によりご自身の支援計画を立てて頂く様ご協力をお願いします。

セルフプランについて

セルフプランとはご本人やご家族等、相談支援事業者以外において作成されるサービス等利用計画のことです。（市から作成者への報酬は支払われません。）また、公平性・中立性の観点からご本人がサービス提供を受けている事業所は作成することができません。

作成できる方： ○本人や家族が計画を作成できる方。

○サービス事業者との連絡調整ができる方。

○サービス更新・契約手続きのできる方。

申請方法： ○セルフプランサービス等利用計画を障害福祉課へご提出下さい

作成方法： ○作り方がわからない方は障害福祉課、下記にお問い合わせください。（必ず事前にお電話等でお問い合わせください）。

問い合わせ先

●中央基幹相談支援センターCoCo

電話047-308-5028

●常盤平基幹相談支援センターふれあい

電話047-388-6225

●小金基幹相談支援センターおんぷ

電話047-712-2112



2. セルフプランサービス等利用計画の作成方法（新規・継続の方）

※下線部分は利用者の方におこなっていただくものになります。

- ①相談 困ったことがある場合や新しいサービスを利用したいとき、又は今現在ご利用のサービスを継続したいときは障害福祉課へご相談ご申請下さい。
- ②認定調査 現在の生活や障害の状況について調査がおこなわれます。
- ③区分認定 調査結果をもとに松戸市で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められ障害支援区分認定通知書が送られます（介護給付の場合）。
- ④セルフプランサービス等利用計画の作成・提出 障害福祉課へ提出します。
- ⑤支給決定 サービス支給量などが決まりサービス受給者証が自宅に送られます。
- ⑥サービス利用開始 各障害福祉サービス事業所と契約し、サービスを利用します。

※利用しているサービスを変更したい場合は再度計画を提出していただきます。障害福祉課にご相談下さい。

3. サービス等利用計画の作成方法（継続の方）

※下線部分は利用者の方におこなっていただくものになります。

①通知・認定調査（市→利用者）

市は、区分認定調査をおこない（区分認定切れ対象者のみ）、「サービス等利用計画作成依頼書（様式第15号）」を発行します。

②事業所の選定（利用者→相談支援事業者）

利用者は「松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧」から、サービス等利用計画の作成を依頼したい相談支援事業者を選び、連絡します。

③契約（利用者・相談支援事業者）

利用者は、相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。利用者は「支給申請書（様式第16号）及び依頼届出書（様式第16号の2）、契約内容報告書」を相談支援事業者へ渡します。

④区分認定（市→利用者→相談支援事業者）※介護給付サービスを利用する方のみです。

市は、認定調査をもとに審査・判定を行い、障害支援区分を決め、利用者へ障害支援区分認定通知書を発行します。利用者は、通知が届いたことを相談支援事業者に連絡します。

⑤サービス等利用計画案の提出（相談支援事業者→市）

相談支援事業者は、作成した計画案を市へ提出します。

⑥支給決定（市→利用者）

市は、計画案をもとにサービスの支給決定をし、受給者証を交付します。



⑦受給者証の確認（利用者→相談支援事業者）

利用者は、サービス受給者証が届いたことを相談支援事業者に連絡します。

⑧サービス担当者会議（相談支援事業者→利用者・サービス提供事業所等）

相談支援事業者は、各関係者を集めて担当者会議を開催します。

⑨サービス等利用計画作成、提出（相談支援事業者→市）

相談支援事業者は、正式なサービス等利用計画を作成して利用者に交付後、写しを市へ提出します。

⑩サービス利用開始（サービス提供事業所→利用者）

⑪モニタリング（相談支援事業者→利用者）

相談支援事業者は、定期的に利用者の体の具合や生活状況、障害福祉サービスの利用状況を確認します。利用者は、生活の状況が変わったり、利用しているサービスを変更したりする場合は、相談支援事業者へ相談します。

4. サービス等利用計画の作成方法（新規の方）

※下線部分は利用者の方におこなっていただくものになります。

①相談（利用者→市または相談支援事業者）

新しく障害福祉サービスを利用したい場合は、障害福祉課または相談支援事業者に相談します。

②申請（利用者→市）

利用者は、市へ利用したいサービスの申請をします。

③通知（市→利用者）

市は、利用者へ「サービス等利用計画作成依頼書（様式第15号）」を発行します。

④認定調査（市→利用者）

市は、利用者と面談し現在の生活や障害の状況について調査をします。



⑤事業所の選定（利用者→相談支援事業者）

利用者は「松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧」から、サービス等利用計画の作成を依頼したい相談支援事業者を選び、連絡します。

⑥契約（利用者・相談支援事業者）

利用者は、相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。利用者は、今回お渡しした「支給申請書（様式第16号）及び依頼届出書（様式第16号の2）、契約内容報告書」を相談支援事業者へ渡します。

⑦区分認定（市→利用者→相談支援事業者）※介護給付サービスを利用する方のみです。

市は、認定調査をもとに審査・判定を行い、障害支援区分を決め、利用者へ障害支援区分認定通知書を発行します。利用者は、通知が届いたことを相談支援事業者に連絡します。

裏に続きます

⑧サービス等利用計画書の提出（相談支援事業者→市）

相談支援事業者は、作成した計画案を市へ提出します。

⑨支給決定（市→利用者）

市は、計画案をもとにサービスの支給決定をし、受給者証を交付します。

⑩受給者証の確認（利用者→相談支援事業者）

利用者は、サービス受給者証が届いたことを相談支援事業者に連絡します。

⑪サービス担当者会議（相談支援事業者→利用者・サービス提供事業所等）

相談支援事業者は、各関係者を集めて担当者会議を開催します。

⑫サービス等利用計画作成、提出（相談支援事業者→市）

相談支援事業者は、正式なサービス等利用計画を作成して利用者に交付後、写しを市へ提出します。

⑬サービス利用開始（サービス提供事業所→利用者）

⑭モニタリング（相談支援事業者→利用者）

相談支援事業者は、定期的に利用者の体の具合や生活状況、障害福祉サービスの利用状況を確認します。利用者は、生活の状況が変わったり、サービスを変更したりする場合は、相談支援事業者へ相談します。

5. 相談支援 Q&A

Q1：サービス等利用計画が作成できなかった場合の取り扱いはどうなりますか。

A1：平成27年4月以降のサービス利用については皆様に作成していただきます。相談支援事業者によるサービス等利用計画作成かセルフプランにてご自身の支援計画を立てて頂くようご協力をお願いします。

Q2：個別支援計画とサービス等利用計画の違いは何ですか？

A2：個別支援計画はサービス提供事業者が作成する計画です。サービス等利用計画は「指定特定相談支援事業者」が作成する、各サービスの利用を含めた生活全般の総合的な計画です。

Q3：サービス等利用計画を作成する利点（メリット）は何ですか。

A3：①相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
②一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
③本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。



松戸市 障害福祉課

〒271-8588

松戸市根本 387-5（松戸市役所 新館 3階）

電話：047-366-7348 FAX：047-366-7613